

資料 1 市民政策コメントの実施結果について

「第 8 期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）」 市民政策コメントの意見及び意見に対する市の考え方

1. 募集期間 令和 2 年 1 2 月 2 2 日～令和 3 年 1 月 2 2 日
2. 募集結果 2 4 件（項目別件数は 3 5 件）
3. 提出された意見等と市の考え方

意見の概要	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・年金額に対して介護保険料の負担が重過ぎる。 ・基金を活用して介護保険料を引き下げてほしい。 ・介護保険料は引上げるべきではない。 <p style="text-align: right;">など、計 1 5 件</p>	<p>介護保険料の積算にあたっては、可能な限り介護給付費等準備基金を活用する等して、被保険者の負担軽減に努めるとともに、所得段階に応じた軽減を図るために国の基準より細分化した所得段階区分と本市独自の軽減制度を継続します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・経済的に困窮している人でも安心してサービスが受けられるように希望する。 ・サービス利用時に利用料が生じるが、引下げて利用しやすいものにしてほしい。 <p style="text-align: right;">計 2 件</p>	<p>介護サービスの利用者負担は、所得に応じて 1 割～3 割と定められていますが、経済的に困窮されている方でも安心してサービスが受けられるよう、① 1 か月に支払った世帯の利用者負担の合計が上限額を超えた場合は、超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給される。② 低所得者の方が介護保険施設やショートステイを利用された場合は、食費・居住費の負担が軽減される。③ 社会福祉法人においても、介護サービス費・食費・居住費の軽減制度がある。等の制度も設けられているところです。</p>
<p>地域で「福祉のまち」づくりに取り組むための支援をしてほしい。</p>	<p>地域住民の方々が「福祉のまち」づくりに取り組むための支援については、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが中心となって支援を行います。</p> <p>本計画の「施策 02-02 包括的な支援体制の構築」で、地域包括支援センターが地域福祉向上のけん引役としての役割を果たしていくことや「施策 02-04 生活支援サービスの充実」において、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による地域のネットワーク構築の取り組みを位置づけています。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>介護保険の内容が難しいが、介護保険について学習する場がない。 家族が必要とする時期に初めて介護保険に関わるという状態で、実際の介護保険の有効な使用方法などを支援してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度について鳥取市公式ウェブサイトでご案内するとともに新たに 65 歳になられた方にパンフレットを同封する等して周知を図っているところです。 ・地区集会所等に出向き説明会等を開催するなど、今後も、より分かり易い情報発信に努めながら介護保険制度の周知に努めます。 ・提供される介護サービスがより有効なものとなるよう「施策 01-01 健康づくり・介護予防の推進」「地域リハビリテーションの推進」において、リハビリテーション専門職による要支援・要介護者の生活の質の向上や通所介護・訪問介護等の質の向上の支援を位置付けています。
<p>計画・制度が適用される人は良いが、適用されない（見放される状態）の人もいるのではないか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「施策 02-02 包括的な支援体制の構築」において、地域住民や福祉関係者、介護事業者、医療機関、警察等といった皆さんとの信頼関係を深めていくことで、支援が必要な高齢者やその家族からの S O S を早期にキャッチし、適切な支援を迅速に行えるよう取り組むこととしています。 ・「施策 02-06 権利擁護施策の推進」において、市長による法定後見の開始の審判の申立てや高齢者虐待の防止及び早期発見に取り組むこととしており、支援が必要な方が見過ごされるようなことがないように取り組むこととしています。
<p>計画の実施には、各地区で活動されている社会福祉協議会、民生委員等、福祉に係わる団体や個人との連携も重要な要素だと感じており、計画案に盛り込んでほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの推進には各地域の関係団体との協力が不可欠であり「施策 02-04 生活支援サービスの充実」の方向性を以下のとおり修正します。 <p>地域福祉活動などの「互助」の取組みが一層広がりをもつよう、各地区で活動されている社会福祉協議会、民生委員等、福祉に係わる団体や地縁組織等と連携して取り組みます。</p>
<p>「<u>地域包括ケアシステムのさらなる進化・推進を図り</u>」とあるが、現状はまったく進んでいないのではないか？</p>	<p>地域包括ケアシステム推進の中心的役割を担う地域包括支援センターをこれまでの 5 か所から 10 か所の地域密着型センターとそれを統括する基幹型センター 1 か所に再編・拡充する取り組みを進めています。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>住民ボランティア、地域の支え手・担い手は、ほとんどが高齢者というのが現状である。働く世代が積極的に社会参画をする働きかけを強化することが大切ではないか。</p>	<p>住民ボランティア、地域の支え手・担い手は、ほとんどが高齢者というのが現状であり、働く世代が積極的に地域のボランティア活動等に参加することが重要です。本市としても第11次鳥取市総合計画で地域活動に参加したことがある市民の割合増加を評価指標として取り組むこととしているところです。</p>
<p>地域包括支援センターが運営委託となりつつあるが、組織や運営の低下につながることはないのか、担当課がしっかり監督してほしい。</p>	<p>地域包括支援センターは、これまでも社会福祉法人等から専門職に出向いただき、市と社会福祉法人と一緒に運営してきたところです。地域包括支援センターの再編・拡充については、地域に密着した活動実績を有する社会福祉法人に運営委託を行いながら、より地域に密着したセンター運営を目指すものであり、地域密着型のセンターの再編・拡充と併せて市直営の基幹型地域包括支援センターを設置することで、今後も社会福祉法人等との協働によって地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいります。</p>
<p>「地域ケア会議」とはどういう組織かわからない。</p>	<p>地域ケア会議については計画に注釈を追加することとします。</p>
<p>地区社会福祉協議会の組織や運営については地域により様々だが取組みが形骸化してきており、地縁団体や地域福祉団体等との連携も十分に図られていない。地域福祉に係る組織や団体等の現状を調査するなどして地域福祉活動が活性化するようなシステムづくりをする必要がある。</p>	<p>地域福祉活動が活性化するシステムづくりについては「施策 02-02 包括的な支援体制の構築」において地域包括支援センターが地域福祉向上のけん引役としての役割を果たしていくことや「02-04 生活支援サービスの充実」において生活支援コーディネーターが地域のネットワーク構築に取り組むことと等に位置づけしているところです。</p>
<p>担当課だけが計画に携わるのではなく、素案作成の段階からこの計画に係る部署とも連携してプロジェクトチームを立ち上げて検討してほしい。</p>	<p>様々な計画等の策定や進捗管理に際しては、必要に応じて庁内の連絡会議やプロジェクトチームを立ち上げる等して庁内の関係課が連携して取り組んでいるところです。介護保険事業計画・高齢者福祉計画においても健康・子育て推進課等関係部署も交え計画策定を進めてきたところであり、今後も更に庁内横断的な連携の仕組みづくりを進めていきたいと思っております。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>市全体（官民一体）の協力が確立されなければ、進捗も順調にいかない。役所の人だけでなく、地域の団体、住民等の協力を得て、この計画を具現化して欲しい。</p> <p>市では、市社協等の団体をはじめ、地域との連携を強化するのはもとより、町内会、民生委員、老人会等と連携をとって、各地区ごとにリーダー研修等を実施して、地域に意識づけることが肝要である。</p>	<p>計画の実施に当たっては、地域の住民や団体とともに取り組んでいくことが重要であり、「施策 02-02 包括的な支援体制の構築」や「施策 02-04 生活支援サービスの充実」において地域住民や団体との連携について取り組むことを位置付けています。</p>
<p>健康寿命の延伸や認知症の進行を穏やかにするなど、現在市社協で実施の「いきいきサロン」や「友愛事業」、また、市の包括支援センターの講習を地域で受けるなど、地域共生社会として、一人一人が意識していく必要がある。</p>	<p>「施策 01-01 健康づくり・介護予防の推進」や「施策 01-02 社会参加の促進」において介護予防出前講座の実施や地域の通いの場の充実と参加促進など健康寿命の延伸に向けた取り組みを位置付けており、地域福祉に対する意識の醸成を図るための研修会等の実施も検討していきたいと考えます。</p>
<p>お年寄りがもう少し家で暮せる時間が長くできる（家族がもう少し楽に介護出来る）施策があれば、お年寄りに喜んでいただけたらと思う。</p>	<p>本計画の基本理念は、正に「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」としているところです。自立支援や要介護状態の重度化防止に取り組み、複雑・多様化する医療・介護ニーズへの対応を進めることで、高齢になってもいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを目指していきたいと考えます。</p>
<p>市民政策コメントについて、政策案に対し多くの市民から意見を聞くことが目的であるなら、本当に意見が聞けるスタイルに改めるべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に関わる諸団体、諸組織との懇談交流会を計画的に開催する。 ・介護関係諸組織からの意見、要望を聞き取る ・市民公開シンポジウムなどを開催する ・従来のパブコメに市民が意見を述べやすいように今期（当期）の計画案の特徴点、重点項目を分かりやすくリストアップしたアンケート方式の意見募集を追加する。 	<p>市民政策コメントは、市民の皆さまの生活に重大な影響を及ぼすと考えられる施策の基本的な事項を定める計画策定に際し、その原案を公表し、市民の皆さんから寄せられた意見や提言を計画に反映していくために実施しているものです。</p> <p>本計画においては「とっとり市報」「鳥取市公式ウェブサイト」等で計画の概要版も併せて公表し、24人の方からご意見が寄せられたところであり、今後もより多くの方々からご意見や提言がいただけるよう、ご意見も参考にしながら市民政策コメントの実施に努めたいと考えます。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>介護現場におけるICT化の促進を明記して取組を強化することを計画してほしい。</p>	<p>「施策 03-03 介護人材の確保・育成」の施策の方向性について以下のとおり修正します。</p> <p>質の高いサービスが適切に提供される体制を確保するため、ICT等を活用した業務の効率化や研修等による資質の向上に向けた取組を推進します。</p>
<p>計画の理念、目標等は理解できるが、実現までの道筋が具体的にイメージできない。「自助」「共助」が見えかくれし、「公助」の役割が見えてこない。</p>	<p>この計画の基本目標とする「地域包括ケアシステムの深化・推進を図る」ためには</p> <p>①自らの健康管理等の「自助」 ②ボランティア活動や住民組織の活動等である「互助」 ③介護保険等の社会保障制度及びサービスの「共助」 ④高齢者福祉事業等の「公助」</p> <p>のそれぞれが必要とされており、具体的には「02-06 権利擁護の推進」等が「公助」に位置付けられます。</p> <p>また、明確には記載されませんが、「自助」「互助」「共助」「公助」が連動しながら推進されることが大切であり、計画全体を通して「自助」「互助」「共助」を推進するために「公助」が支援しながら伴走する役割を担っているものと考えます。</p>
<p>NPOや福祉事業者、地縁組織が多様な生活支援を提供し、担い手となる環境づくり…とあるが、ボランティアは長続きせず、持続可能なものにするためには、経済的な支援が不可欠では。</p>	<p>地域が抱える課題は地域の実情によって異なり、地域が必要とする生活支援サービスもそれぞれの地域で少しずつ異なります。事業によってポイント制や委託、謝礼金など様々な形態が考えられますが、今後も、持続可能な取り組みにしていくために地域の実情に則した支援を検討していきたいと考えます。</p>
<p>医療、介護等の連携とあるが、コロナ禍のもと、具体的な経済支援をしてほしい。</p>	<p>「施策 02-01 在宅医療・介護連携の推進」において、医療機関と介護事業所、またそこで働く多職種の専門職の連携推進を図ることで、住み慣れた地域で暮らし続けることができる体制づくりに取り組むこととしており、現在のところ医療・介護の連携において経済的支援を実施する予定はございません。</p>

資料 2 鳥取市介護保険等推進委員会の開催について

(1) 鳥取市介護保険等推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市介護保険事業計画及び鳥取市高齢者福祉計画の策定、鳥取市地域包括支援センターの適切な運営並びに鳥取市地域密着型サービスの適切な運営の確保にあたり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市介護保険等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に定める市町村介護保険事業計画の作成及び変更に関すること。

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に定める市町村老人福祉計画の作成及び変更に関すること。

(3) 前2号の計画の進捗管理に関すること。

(4) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第2号ロに定める地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保に関すること。

(5) 介護保険法第42条の2第5項に定める地域密着型介護サービス費の額、同法第78条の2第7項に定める地域密着型サービスの指定及び同法第78条の4第6項に定める指定地域密着型サービスの基準に関すること。

(6) 鳥取市地域ケア会議設置要綱第2条第4項に定める地域ケア推進会議に関すること。

(7) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 地域福祉関係機関の職員

(3) 介護関係団体の代表者

(4) 医療関係団体の代表者

- (5) 地域福祉活動組織の代表者
- (6) 鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会の会長及び副会長
- (7) 公募市民
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括し、代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

4 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

5 前項の規定により部会を設置した場合の部会の部長は、委員長がその職に就く。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉部長寿社会課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第7条第1項の規定に関わらず、委員長が選任されていない場合に開かれる会議は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取市介護保険等推進委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	推薦団体等	備考
岩城 隆志	鳥取県老人福祉施設協議会	委員長
田中 彰	鳥取県老人保健施設協会	副委員長
竹川 俊夫	学識経験者(鳥取大学)	
相見 貴明	鳥取市社会福祉協議会	
竹本 英行	鳥取市老人クラブ連合会	
竹本 匡吾	鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会	
多林 康子	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	
足立 誠司	鳥取県東部医師会	

目黒 道生	鳥取県東部歯科医師会	
安住 慎太郎	鳥取県リハビリテーション専門職連絡協議会	
長谷川 ゆかり	鳥取県看護協会	
清水 真弓	鳥取県薬剤師会	
野澤 美恵子	認知症の人と家族の会鳥取県支部	
橋本 京子	城北地区社会福祉協議会	
垣屋 稲二良	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	
山本 雅宏	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	
林 哲二郎	公募委員	
濱崎 由美	公募委員	

(2) 委員会の開催状況

○令和2年7月29日(水)

策定に向けた課題整理、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の実施について 等

○令和2年8月21日(金)

計画の骨子について 等

○令和2年10月30日(金)

高齢者人口及び要支援要介護認定者の見込、施設整備方針について 等

○令和2年12月1日(火)

第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(素案)について 等

○令和3年2月3日(水)

第8期期間中の介護保険料及び第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)について 等

資料3 社会福祉審議会の開催について

(1) 鳥取市社会福祉審議会条例

平成29年鳥取市条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する鳥取市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項及び第2項の規定により、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。

2 各専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 前2条の規定は、専門分科会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(鳥取市社会福祉審議会条例の廃止)

2 鳥取市社会福祉審議会条例(昭和48年鳥取市条例第4号)は、廃止する。

附 則(平成31年3月25日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取市社会福祉審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属団体	備考
椋田 昇一	鳥取市議会	
田中 節哉	鳥取市社会福祉協議会	老人福祉専門分科会
松田 吉正	鳥取市民生児童委員協議会	
松田 醇	鳥取市老人クラブ連合会	老人福祉専門分科会
藤岡 由美	鳥取市連合母子会	
福田 正美	鳥取市自治連合会	
山根 裕	鳥取市身体障害者福祉協会連合会	
藤原 美江子	鳥取市肢体不自由児者父母の会	
大谷 喜博	鳥取市手をつなぐ育成会	
市谷 貴志子	鳥取市精神障がい者家族会	
松浦 喜房	鳥取県東部医師会	委員長
高田 耕吉	鳥取県東部医師会	

池田 実央	鳥取県東部歯科医師会	
荻原 誉康	とっとり東部権利擁護支援センター	
金谷 達美	鳥取市ボランティア市民活動センター	老人福祉専門分科会
矢部 征	認知症の人と家族の会 鳥取県支部	老人福祉専門分科会
目黒 道生	鳥取県東部歯科医師会	老人福祉専門分科会
山本 雅宏	鳥取市シルバー人材センター	老人福祉専門分科会 (副分科会長)
垣屋 稲二良	鳥取県社会福祉士会	老人福祉専門分科会 (分科会長)
杉本 正	鳥取市放課後児童クラブ連合会	
森田 明美	鳥取県子ども家庭育み協会	
岡 美智子	鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会 (認定こども園代表)	
村上 美奈子	鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会 (私立幼稚園代表)	
山口 朝子	地域サポートネットワークとっとり	
塩野谷 斉	鳥取大学地域学部	副委員長

(2) 審議会の開催状況

○令和2年12月25日(金)

第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)について

(3) 老人福祉専門分科会の開催状況

○令和3年2月9日(火)

第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)について

(3) 答申

○令和3年2月9日(火) 鳥取市長に答申